

議 会 運 営 委 員 会

令和4年7月13日(水)

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

議 題

- 1 陳情書及び資料の取扱いについて 資料1
- 2 浜田市議会基本条例の見直しについて 資料2
- 3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について 資料3
- 4 (仮) 子ども条例に関する議員連盟について
- 5 その他

①事務局において陳情受付の際、陳情書等に添付する資料の範囲	6/30協議結果	備考	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
1 文書、写真、地図など紙媒体資料（陳情者等が作成したもの）	可		可	可	可	可
2 動画（陳情者等が作成したもの）	可		可	不可	可	不可
3 QRコード、URL（インターネットサイトなどへ誘導するもの）	可		可	不可	不可	可
4 陳情内容に関連する他団体や関係機関が作成した資料やHP等を印刷したもの（陳情者以外が作成したもの）	可		可	可	可	可
5 その他	—					

②修正依頼や黒塗りにする内容の基準 修正・黒塗り等の必要性有・無	6/30協議結果	備考	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
1 議員の氏名	有		有	有	無	有
2 公人の氏名（※公人の範囲は）	有		有	有（職員・役職名）	無	有
3 私人の氏名	有		有	有	有	有
4 用語の使用が差別につながるもの	有		有	有	有	有
5 その他	有（役職も）		役職も修正・黒塗りが必要			
6 添付資料も修正・黒塗り等の処理を行うか（レジュメ等、公開済みの資料を除く）		議員のタブレット配信も同様の扱い【超党みらい】		有		

③陳情書・資料のホームページ公開並びに傍聴者及び記者等への配付範囲 今後の対応案	6/30協議結果	備考	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
1 陳情書・資料とも公開・配付する	未決定		5.件名のみ（※配付のみとした場合の案）	2.陳情書のみ公開・配付（資料は公開・配付しない）	2	4
2 陳情書のみ公開・配付（資料は公開・配付しない）						
3 陳情書・資料とも公開も配付もしない						
4 件名と審査結果のみホームページに公開						
5 その他						

④ その他、陳情等に関する意見・提案等

【山水海】配付のみにすることを再度検討していただきたい。

【超党みらい】以下3点についてのルール化を検討されたい。

①不規則発言等により審査の妨害や委員に対する威嚇行為等を繰り返したり、退席を求められても拒否し居座る傍聴者の傍聴禁止。

②過去に不採択とした陳情を一部修正しただけの内容で再度提出されたものや、事実を確認できない事項、不正確な事柄についての陳情は委員会付託せず文書配布とする。

③私人、公人に関わらず個人を誹謗中傷する陳情は受け付けない。

【創風会】※公人の範囲について 公務員は氏名を公にした場合、私生活等に影響を及ぼす恐れがありうるので、私人同様に、個人情報として保護に価するとある。しかし、法1号イを適用し、これに該当する場合は開示を想定している。①人事異動の官報記載等行政機関による職名と氏名の公開慣習がある場合や ②行政機関が作成し、又は、公にする意思や前提で提供した情報を基に作成され、現に市販されている職員録に職名と氏名が……いわゆる「職員録基準」により、公開した機構図で職名と氏名が公開された者は公人として扱うべきである。しかし公人であれ、「公共の利害」との関係でプライバシーの制限はなされる。

現在		事務局改正文案	逐条解説	備考（会派から提出された意見等）	提出会派
条項	見出し				
		(2) 議長の要請により本会議(浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号)に規定する会議をいう。以下同じ。)及び委員会(浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。)に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長長の許可を得て、これらに反問し、又は反論することができる。			
第8条	議会審議における論点整理	第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合振興計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算	・市長が提案する重要な政策とは 浜田市政策企画会議規則に定める審議事項で、会議で審議され議会に提案されるもの。また、その他特に重要と判断されるものとします。		
第9条	予算及び決算における説明	第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。			
第10条	採択した請願及び陳情への対応	第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。		(保留) 請願と陳情の整理すべき。	山水海
				(保留) これまで多くの陳情を採択してきたが実質的な行動を促すことができていない。趣旨の実現可能性を含めた回答及び実行が明確になることを求める。	創風会
第11条	自由討議による合意形成等	第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。	・議会は討論の場であるとの原則にたち、議会運営、議案の審査においては、議員同士の話し合い【議員相互間の自由討議】をもっと積極的にを行い、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。 ①(本会議の自由討議) (委員会付託→委員会審査)→本会議 委員長報告→報告に対して質疑→自由討議→討論→採決(事前に議運に申し入れするか又は直接動議として議長に) ②(委員会の自由討議) 委員会 審査・質疑→自由討議→討論→採決		
第12条	政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。	・政策討論会の運営や重要施策については、その時の議会運営委員会で協議・決定するものとします。	政策討論会については、進め方を再検討する必要があります。とあります。	公明クラブ

		現在	事務局改正文案	逐条解説	備考（会派から提出された意見等）	提出会派
条項	見出し	条文				
第13条	委員会の活動		第13条 委員会は所管事務調査の充実等、委員会活動の活性化を図り、政策提言や条例提案につなげるとともに、事後の活用や進行管理に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は議題につき、より詳細な審査を目的に分野別に委員会審査を行います。この委員会の会議原則を述べています。 ・委員会視察について、特にその性質、公正性に鑑み、視察後の活用【執行部との協議などを通し条例化へ繋げること等】について定めるものです。 	<p>委員会代表質問について規定するか検討（議会改革推進特別委員会で検討中） ※令和4年6月30日 委員会代表質問実施要領決定</p>	超党みらい
		第13条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。	2 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。			
			3 委員会は、専門的視点を生かし、各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、当該委員会を所管する市の一般事務について、質問することができるものとする。			
		2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。	4 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。			
第14条	議会広報広聴の充実	第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実を努めるものとする。		<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市議会では特に議会の活動など、市民の皆さんに関心を持っていただくよう広報・広聴の充実に努めることを、明確に規定しています。 		
			2 時代や環境の変化に対応し、市民ニーズの把握に努め、多様な意見が市政に反映されるよう、広聴機能の充実に努めるものとする。			
第15条	専門的知見の活用		第15条 議会は、鳥根県立大学等との連携をはじめ、広く知的財産の有効活用に努めるものとする。	「第19条 議員研修」第3項を移して新設		
第15条 第16条	議会図書室	第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書に努めるものとする。			整理を図るべき。中央図書館との連携を図るなど。 ※どういった連携かなどの検討	山水海
第16条 第17条	議会事務局の体制整備及び予算確保	第16条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。 2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。		<p>【成田市議会】（適正な議会費の確保） 第13条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p> <p>【大津市議会】（予算の確保） 第28条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ、政務活動機能の充実を図るために必要な予算の措置に努めなければならない。</p>	第16条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備及び議事機関としての機能を維持するための予算確保に努めるものとする。	超党みらい
第3章	議員の活動原則					
第17条 第18条	議員の活動原則	第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。		<ul style="list-style-type: none"> ・市民の代表である、議員としての役割、心構えを述べています。 ・また市民の皆さんの意見を充分把握し、議会活動を通じ、積極的に討論を行う場【政策討論会】を開催し、議員自らさらに政策、条例、意見など提案するよう努めることを定めています。 ・政策討論会の運営については、その時の議会運営委員会で協議・決定するものとします。 ・『議員力』とは ※参考【加須市議会基本条例より】『議員力』 地域の課題を把握し、その解決を目指して調査し、及び政策を構想する能力並びにその活動をいう。 		超党みらい
		2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。	2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより議員力を高め、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。			
		3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。				
		4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。				

		現在		逐条解説	備考（会派から提出された意見等）	提出会派
条項	見出し	条文	事務局改正文案			
第18条 第19条	政務活動	第18条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。 2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。 3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないように全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。 4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。		・政務調査費政務活動費の透明性を第一に浜田市議会は掲げ、全ての領収書を公開します。 ・政務調査費政務活動費の使い道は市民の皆さんに説明責任を果たすことを明確にしています。	政務活動費の執行率を上げることを追加。	超党みらい
第19条 第20条	議員研修	第19条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。 3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用に努めるものとする。	削除し、第15条 専門的知見の活用とする。	・地方自治体への権限委譲などすすみ、市民の皆さんの代表者として議員の政策立案など能力の向上が求められています。幅広い意見や知識を得ることを、定めています。 ・また地域の優位性、特徴を活かし、大学等との意見交換会を行います。	3 議会は、 <u>広く</u> 知的財産の有効活用に努めるものとする。 ※島根大学との意見交換会の開催等は範囲を狭めるものであるため	創風会
第20条 第21条	政治倫理	第20条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例(平成20年浜田市条例第25号)を遵守するものとする。				
第4章	市民参加					
第21条 第22条	市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。 2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。 3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。 4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。		・議会は市民の皆さんに情報提供を積極的に行う意味において、今後も原則会議等を公開とします。 ・また、市民の皆さんのいろんな意見を参考にします。 【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です 【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です ・皆さんから依頼されたときの重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会での協議・決定します。		
				浜田市議会申し合わせ事項 「その他」第5章 その他 1を参照	4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。 <u>また、各審議会などに議会として参画するものとする。</u>	超党みらい

現在		事務局改正文案	逐条解説	備考（会派から提出された意見等）	提出会派
条項	見出し				
				(保留) 5 議会は、請願(陳情において、内容が請願に適合するものを含む)の審議において、必要があると認める場合は請願者の説明、意見を聴く機会を設けるものとする。 (請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけるが、あくまでも審議において必要があると認める場合が前提です) ※R4. 3に意見陳述は実施しないこととした。	超党みらい
第22条 第23条	重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。 2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。	・市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。 ・重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。	重要案件の位置づけが分かりにくく、これまでほとんど実施されていません。見直しが必要だと思います。	公明クラブ
第23条 第24条	議会報告会	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会等を開催するものとする。 ・市民の参加、議会活動の公開を具体化する一つとして、明文化したものです。 ・市民から依頼された時は、年間で決めている報告会の参加をお願いすることとします。なお、依頼された意見交換会については、第23条で規定しています。 ・報告会の概要については別に定めます。 ※すでに一日議会や地域協議会との意見交換会を実施しているため「議会報告会等」としました。	議会報告会の定義を明らかにすべき	山水海
				2 時代や環境の変化に対応するとともに、市民のニーズの把握に努め、広聴機能の充実に向けた新たな手法の導入についても積極的に検討する。 ※事務局案：第14条第2項へ	超党みらい
				すでに一日議会や地域協議会との意見交換会を実施しているのだから、議会報告会を議会報告会等と改めるべき。	創風会
第5章	議員定数及び議員報酬				
第24条 第25条	議員定数及び議員報酬	第24条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。 2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。	・私たちが議員の定数や報酬を改正する手続きについて規定しています。但し、議員自ら提案する場合であって、市民の皆さんが納得できる公正性・透明性など十分に考慮するものとしています。そして、改正案の提出に当たっては、明確な改正の理由がないといけないとしています。		
第6章	補則				
第25条 第26条	見直し手続	第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。 3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。	・この条例については、少なくとも一般選挙が行われる4年に1度は検討し、必要な場合は見直しを行うことを定めています。		

浜田市議会申し合わせ事項の変更について（3項目）

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	目次に委員会代表質問追加	目次 「会議規則関係」 P1 第7節 発言	発言（質疑・討論・個人一般質問・緊急質問等）（R4.4.12 削除）	発言（質疑・討論・個人一般質問・ 委員会代表質問 ・緊急質問等）（R4.4.12 削除）（R4.7.13 追加）
2	質問の名称の整理	「会議規則関係」 P3 第1節 総則	（会議時間） 4 個人一般質問の日の会議時間の延長については、議会運営委員会を開催せず、議長団の判断に委ねることとする。（H21.11.20 追加）（R4.4.12 削除）	（会議時間） 4 個人一般質問・ 委員会代表質問 （以下「 一般質問 」という。）の日の会議時間の延長については、議会運営委員会を開催せず、議長団の判断に委ねることとする。（H21.11.20 追加）（R4.4.12 削除）（R4.7.13 追加）
「会議規則関係」 P7 第5節 議事		（議案等の説明、質疑及び委員会付託） 8 定例会議開会日及び表決日で質疑等の予定がない会議の場合には、議場の常時出席対象者を除き、説明員の執行部控室待機を要しないこととする。 質問（個人一般）、議案質疑を予定する会議においては、議場への常時出席対象者及び答弁を求められる可能性のある説明員を除き、執行部控室待機を要しないこととする。（H30.12.19 修正）（R4.4.12 削除）	（議案等の説明、質疑及び委員会付託） 8 定例会議開会日及び表決日で質疑等の予定がない会議の場合には、議場の常時出席対象者を除き、説明員の執行部控室待機を要しないこととする。 一般質問（個人一般） 、議案質疑を予定する会議においては、議場への常時出席対象者及び答弁を求められる可能性のある説明員を除き、執行部控室待機を要しないこととする。（H30.12.19 修正）（R4.4.12 削除）（R4.7.13 修正）	
「その他」 P17 第1章 傍聴・広報		5 個人一般質問の様子は、録画方式により「石見ケーブルビジョン」の自主放映番組ですべて放映することとする。（R3.3.15「ひゃこるネットみすみ」削除）（R4.4.12 削除）	5 一般質問 の様子は、録画方式により「石見ケーブルビジョン」の自主放映番組ですべて放映することとする。（R3.3.15「ひゃこるネットみすみ」削除）（R4.4.12 削除）（R4.7.13 修正）	

		P21 「別紙」【執行部の議会出席対応について】	【会派代表質問・個人一般質問】	【一般質問】(R4.7.13 修正)
3	質問時間の変更	「会議規則関係」 P9 第7節 発言	(個人一般質問) 1～8〔略〕 9 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含まない持ち時間制を導入し、一人1回につき30分とする。「要望、お願いする」だけの発言はやめる。 10～13〔略〕 14 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含め原則1時間で終了する。議長は1時間経過した時点で時間を宣告することとし、1時間15分超過した時点で質問時間を終了する。(H28.11.25 修正)	(個人一般質問) 1～8〔略〕 9 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含まない持ち時間制を導入し、一人1回につき20分とする。「要望、お願いする」だけの発言はやめる。(R4.7.13 修正) 10～13〔略〕 14 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含め原則40分とする。(H28.11.25 修正) (R4.7.13 修正)
4	委員会代表質問の追加	「会議規則関係」 P10 第7節 発言	〔新設〕	(委員会代表質問) 1 委員会代表質問は、委員会代表質問実施要領により実施する。(R4.7.13 追加) ※(緊急質問等)の前に加える。